京都市中小事業者省エネモデル実施事業業務 委託仕様書

1. 業務名

京都市中小事業者省エネモデル実施事業業務

2. 業務の目的

京都市においては、令和2年12月に「2050京から CO2 ゼロ条例(京都市地球温暖化対策条例)」を改正し、令和3年3月には「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」を策定するなど、「2030年温室効果ガス排出量40%以上削減」の達成に向けた、今後10年間の施策・取組が進められているところである。

本業務は、京都市内の事業活動により排出される温室効果ガスの更なる削減を目指し、事業所における、業種ごとに効果的な省エネ対策(設備改修等)に関するモデルを構築し、事業者団体等内にて普及拡大を行う業務について委託するものである。

3. 業務委託期間

契約日から令和5年3月10日(金)まで

4. 業務委託の内容

- (1) 省エネに繋がるモデル構築に向けた運営・診断・実証等
- ア 受託者は、既に事業活動を営んでいる自社の既築工場、事業場、店舗等(以下、「事業所」という。)の中から、省エネに繋がるモデル(省エネ診断、機器改修、運営改善等を行うモデル(以下、「省エネモデル」という。))の構築に適当と思われる京都市内の事業所を1つ選定する。
- イ 選定した京都市内の事業所において、以下の業務を実施し、省エネモデルを構 築すること。
 - ① 当法人が派遣するエネルギーの専門家による省エネ診断を受診すること。
 - ② 省エネ診断の結果等を参考に、上記①の専門家と共に省エネ化に有用と考えられる措置を検討し、その効果(エネルギー消費量や削減可能な CO2 排出量等)について評価を行うこと。
 - ③ 上記②をもとに、可能な限りその効果について実証(機器改修、運営改善等) を行うこと。なお実証する場合は、その前後の内容を写真撮影し、残してお くこと。
 - ④ 上記①~③を踏まえ、実施した内容・結果・効果等を資料(様式自由・必要な写真も添付すること)として作成し、省エネに繋がる事例とし取りまとめ、省エネモデルを構築すること。なお、取りまとめ・省エネモデル構築を進めるにあたり、当法人が派遣する業者(及び当法人)が支援する場合は、協議のうえ取り組むこと。

(2) 省エネモデル普及拡大の実施

ア 受託者は、当該事業の「募集要領 6 応募資格要件(3)」に記載するア又はイ の京都市内に事業所を有する10以上の者に対して、上記(1)イ④を活用しな がら、省エネモデルの普及拡大に向けた活動を行うこと(具体的には、セミナー (オンライン含む)等を開催すること)。 イ 普及拡大を実施するにあたり、当法人が派遣する業者(及び当法人)が支援を 行う場合、普及拡大に必要な資料・データ・写真等の提供や事業のヒアリング等 に協力すること。

なお、協力いただいたものを活用し当法人が派遣する業者(及び当法人)が作成した資料「省エネモデル普及拡大資料(冊子・動画等)」については、著作権は京都市に帰属するものとし、当法人のHP等で公開することに協力すること。

(3) その他、本業務に付随する義務

ア 上記(1)アで選定した事業所においては、令和7年度までの間、2050京からCO2ゼロ条例(京都市地球温暖化対策条例)第45~47条に規定する「エネルギー消費量等報告書」を京都市に提出するものとする。

5. 支払方法

委託料は、原則として本業務終了後の精算払とする。

支払額は、業務完了後に下記提出物の内容を確認し、当法人による実地検査等を踏まえたうえで支払額を確定する。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。そのため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となり、証拠書類がない経費や実地検査等の結果、必要と認められない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

6. 提出物

- (1)受託者は、業務完了時に実績報告として、以下の資料を当法人に提出すること。
 - ア 事業完了届出書 1部
 - イ 実績報告書 1部
 - ウ 本業務に要した経費の根拠となる帳簿類及び領収書等の証拠書類 1式
 - エ 本業務で取得した又は作成した資料 1式
 - 才 請求書 1部
- (2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Word、 Microsoft Excel 及び Microsoft Power Point 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

7. 業務の進め方

業務は、当法人及び京都市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。なお、必要に応じて当法人が派遣する専門家や業者と一緒に協議すること。

8. その他

- (1) 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属する。
- (2) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (3)業務遂行にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、当法人の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。
- (5)本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、 本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること。
- (6) 本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 本業務の取組内容を、当法人のHP等で公開する場合は、協力すること。